

総務委員会資料

1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第62号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和4年6月1日

財政局

【議案第 62 号関係】

1 固定資産税等の課税標準の特例措置(わがまち特例^(※))の改正

※「わがまち特例」とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みをいう。

(1) 改正内容

令和4年度税制改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例割合を条例で定めるもの及び既存の特例割合を改正するもの

ア 新たに規定するもの

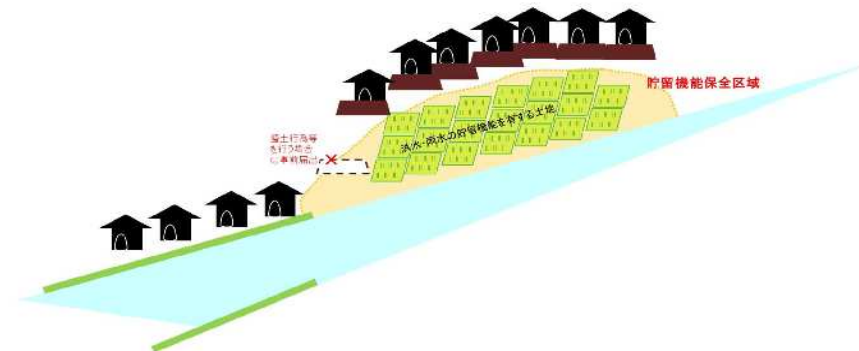
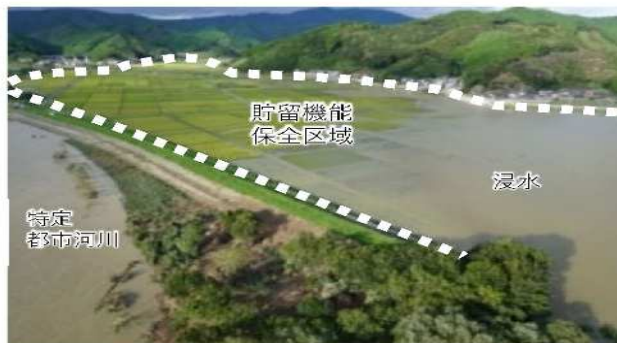
特定都市河川浸水被害対策法に規定する流域水害対策計画に基づく都道府県知事等（指定都市にあつては市長）による貯留機能保全区域^(※)の指定を受けた土地

※貯留機能保全区域・・・河川の氾濫の際、河川の水や雨水を一時的に貯留する機能を有するもの

(例) 河川に隣接する田んぼなど

対象資産	地方税法に定める特例割合		条例で定める割合
		参酌すべき割合	
貯留機能保全区域内の土地	3分の2以上6分の5以下	4分の3	<u>4分の3</u>

【貯留機能保全区域のイメージ】



イ 特例割合を改めるもの

下水道法及び川崎市下水道条例等の規定に基づき公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設

対象資産	地方税法に定める特例割合 (法改正前)		条例で 定める割合
		参酌すべき割合	
下水道除害施設 (償却資産)	3分の2以上 6分の5以下	4分の3	<u>4分の3</u>



	地方税法に定める特例割合 (法改正後)		条例で 定める割合
		参酌すべき割合	
	10分の7以上 10分の9以下	5分の4	<u>5分の4</u>

(2) 適用区分

令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

2 その他所要の整備

(1) 改正内容

- ア 地方税法の改正に伴い、引用条文の規定の改正等を行う。
- イ 上記1(1)アに伴い、号番号の繰下げ等を行う。

(2) 施行期日

公布の日

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

市税条例（改正案）		市税条例（改正前）	
○川崎市市税条例	昭和25年8月19日条例第26号	○川崎市市税条例	昭和25年8月19日条例第26号
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等）</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>5分の4</u></p> <p>(3) 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第15項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第26項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法附則第15条第26項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(15) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(17) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p><u>(19) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 4分の3</u></p> <p><u>(20) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p> <p><u>(21) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零</u></p>		<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等）</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u></p> <p>(3) 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第16項ただし書に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(15) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(17) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(19) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p> <p><u>(20) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零</u></p>	